

令和2年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第17報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和3年3月31日 保医発0331第1号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正等について
- ・令和3年3月31日 保医発0331第2号 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について
- ・令和3年3月31日 保医発0331第4号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早279		上から4行目	<p style="text-align: center;">酸素加算</p> <p style="text-align: center;">酸素及び窒素の価格</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 一 (略)</p> <p>二 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島の地域、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第三号に規定する離島、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)</u>第2条第1項に規定する過疎地域又は豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定により特別豪雪地帯として指定された地域に所在する保険医療機関における酸素の単価</p> <p style="padding-left: 2em;">イ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">酸素加算</p> <p style="text-align: center;">酸素及び窒素の価格</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 一 (略)</p> <p>二 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島の地域、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第三号に規定する離島、<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)</u>第2条第1項に基づいて公示された過疎地域に規定する過疎地域又は豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定により特別豪雪地帯として指定された地域に所在する保険医療機関における酸素の単価</p> <p style="padding-left: 2em;">イ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	字句訂正
早363		上から11行目	<p>特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～173 (略)</p> <p>174 植込型骨導補聴器</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>注 ア (略)</p> <p>イ 植込型骨導補聴器は、以下のいずれにも該当する患者に対して使用した場合に算定する。</p> <p>a 両側外耳道閉鎖症、両側耳硬化症、両側真珠腫又は両側耳小骨奇形で、既存の手術による治療及び既存の補聴器を使用</p>	<p>特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～173 (略)</p> <p>174 植込型骨導補聴器</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>注 ア (略)</p> <p>イ 植込型骨導補聴器は、以下のいずれにも該当する患者に対して使用した場合に算定する。</p> <p>a 両側外耳道閉鎖症、両側耳硬化症、両側真珠腫又は両側耳小骨奇形で、既存の手術による治療及び既存の<u>骨導</u>補聴器を</p>	字句削除

			<p>しても改善がみられない患者。 b 一側の平均骨導聴力レベルが<u>55dB</u>以内の患者。</p> <p>ウ 植込型骨導補聴器を使用する際には、診療報酬明細書の摘要欄に患者の平均骨導聴力レベル、植込型骨導補聴器を使用する必要がある理由 (<u>既存の骨導補聴器の使用歴がない患者に対して使用する場合は、既存の骨導補聴器を使用しない理由を含む。</u>)、既存の治療の結果等を詳細に記載する。</p> <p>エ (略)</p> <p>175～209 (略)</p>	<p>使用しても改善がみられない患者。 b 一側の平均骨導聴力レベルが<u>45dB</u>以内の患者。 <u>C 18歳以上の患者。ただし、両側外耳道閉鎖症の患者については、保護者の同意が得られた場合、15歳以上でも対象となる。</u></p> <p>ウ 植込型骨導補聴器を使用する際には、診療報酬明細書の摘要欄に患者の平均骨導聴力レベル、植込型骨導補聴器を使用する必要がある理由、既存の治療の結果等を詳細に記載する。</p> <p>エ (略)</p> <p>175～209 (略)</p>	<p>字句訂正 及び削除</p> <p>字句挿入</p>
448	右	上から16行目	<p>D009 腫瘍マーカー</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p><u>(24) 組織因子経路インヒビター2(TFPI2)</u> <u>ア 組織因子経路インヒビター2(TFPI2)は、区分「D009」腫瘍マーカーの「23」CA602の所定点数を準用して算定する。</u> <u>イ 本検査は、EIA法により測定した場合に算定できる。</u> <u>ウ 本検査は、区分「D009」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。</u></p>	<p>D009 腫瘍マーカー</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>字句挿入</p>